

2021年（令和3年）9月10日

保護者様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部
保育施設課長
保育指導課施設指導担当課長

「緊急事態宣言」の延長に伴う放課後児童クラブの取組の継続について（お願い）

日頃から放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の運営に、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、昨日、政府は、広島県の緊急事態宣言を9月30日（木）まで延長することを決定しました。これを受け、広島県は「緊急事態措置」を延長することとし、本市においても、集中的な対策強化を継続し、感染拡大防止に取り組みます。

については、クラブにおいても、これまでの取組を9月30日（木）まで継続しますので、御家庭で安全に過ごすことができる場合は、可能な限りクラブの利用を控えていただきますよう、御協力をお願いします。同期間、利用されなかった日数に応じて、利用料を還付します。（還付日は10/25（月）の予定）

また、クラブでは、これまでも手洗いや消毒、マスクの着用、飲食時の黙食指導など感染拡大防止に取り組んでおりましたが、「緊急事態宣言」の延長や最近の児童の感染増の状況から、クラブ利用時（来会時）のお子さんの健康観察の取組を徹底することとします。

保護者様におかれましては、毎朝登校前に記録している「健康観察カード」の取組の継続について、引き続きの御協力をお願いします。

保護者様へのお願い

ア) 毎朝の健康状況を紙の「健康観察カード」に記録し学校に報告している場合

→ 学校の「健康観察カード」をクラブ来会時にお見せください。

イ) 毎朝の健康状況を学習端末で学校に報告している場合

→ クラブを利用する日の朝登校前に「放課後児童クラブ健康観察カード」に記録し、クラブ利用時にお見せください。

※「放課後児童クラブ健康観察カード」の取組方法は、各クラブからお知らせします。

クラブの職員が利用時(来会時)に確認すること

① お子さんが持参する「健康観察カード」の内容確認

※お子さんや同居の御家族に風邪症状がある場合は利用できません。

② お子さんの来会時の健康状態の確認

※お子さんに風邪症状がある場合は利用できません。

発熱や風邪症状がなくても、お子さんが体調不良を訴えたときには利用を控えていただくよう御連絡します。

クラブの安全運営のため、御理解と御協力をお願いします。